

北海道赤井川村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [赤井川村協議書抜粋]

赤井川村では、平成27年度に第四期赤井川村総合計画「わたしの赤井川 2025プラン」を策定し、「やすらぎと感動の赤井川・人が集まる美しいカルデラの里」という将来像の実現に向けた様々な取り組みのなかで「新たな活力と交流の創出」として農業と観光・リゾートを柱に、多様な産業活動の展開を促し、新たな活力を呼び起こすとともに、多くの人が集まり、交流する村づくりを推進している。その中心となるキロロリゾートは、今後も国際リゾート地として発展していく。

赤井川村は、魅力あるまちづくりを村全体で展開していくが、そのためには抱えている課題を解決する必要がある、その施策を実現する財源の検討を進めてきた。

赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てるのが、この税の目的である。

(中略)

多くの観光客が訪れ、受け入れる村の体制づくりを進めてきたが、村の観光振興において様々な課題を抱えており、それは解決する為には財源確保が必要不可欠である。しかし、この状況のなか、赤井川村の一般財源においては平成30年度から3年連続赤字決算が続いており財政的にも厳しい状態であるが課題は解決していかななくてはならない。

令和5年10月に「赤井川村宿泊税に関する協議会」を設置し、宿泊事業者、観光団体、旅行事業者の外部有識者からの幅広い助言をいただくとともに意見交換を行った。協議会のなかでは、段階的定額制で制度が導入できないか、赤井川村の地域活性化には観光振興が必須などの意見が出された。

その結果を整理し、村議会の令和6年第1回定例会に「赤井川村宿泊税条例(案)」を上程し審議の結果議決されたところである。

赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てるため、宿泊者に対し、新たな村税(法定外目的税)として負担してもらうため導入するものである。

2. 概要 [赤井川村協議書より]

課税団体	北海道赤井川村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 2万円未満の場合・・・200円 (2) 2万円以上の場合・・・500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約41.6百万円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊8,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	(平年度) 約1.5百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

赤井川村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、赤井川村宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円（宿泊料金2万円未満）、500円（同2万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

赤井川村宿泊税は、赤井川村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国税的なものとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

赤井川村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。